

平成23年1月1日
新十津川町まちづくり基本条例が施行されました。



僕たち私たちの まちの憲法

新しいまちづくりが始まります 連載最終回！まちづくり基本条例

新十津川町まちづくり基本条例は
まちづくりを進めていくうえでの
基本的な考え方やルールを示したものです。
まちづくり基本条例を基にして
未来に輝く新十津川町をみんなで創っていきましょう。

今月号では、第6章の行政のうち第29条から第10章の条例の見直しまでを紹介します。

出資団体との関わり

第29条 執行機関は、町が出資する法人その他の団体に
対し、その運営が出資の目的に適合していること、適正であること及び町民の利益となることについて、指導及び監督をしなければなりません。

●町が出資した法人その他の団体について、事業の必要性、効率性、あるいは存在意義そのものを含め、町の対応の在り方を定めています。

行政評価

第30条 執行機関は、効率的かつ効果的で透明性の高い町政運営を図るため、数値等を用いた客観的な行政評価を実施し、その結果を町民に公表します。

2 執行機関は、前項の行政

評価の結果を町政運営に反映します。

●第1項では、皆さんと町が事業について共通の認識を持つために、具体的な指標や数値目標を設定して事業の効果を評価し、結果を皆さんに公表することを定めています。

第2項では、実効性のある工夫された評価により、計画の適切な進捗管理を行い、その評価結果を速やかに施策に反映し、効果的で効率的な事業の推進に努めるよう定めています。

行政手続

第31条 執行機関は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、執行機関が行う処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行います。

●町政運営の公正と透明化を図り、皆さんの権利や利益を保護するための行政手続に対する町の姿勢を定めています。

町外の団体との連携

第32条 町は、国、北海道、町外の法人その他の団体等と対等な立場で協力関係を結び、連携して課題の解決に当たります。

●自治の基本理念で定める自立性を確立するため、町政運営に当たって国や北海道などに対する新十津川町の姿勢を定めています。複雑多岐にわたる社会変化にともない、町だけでは対応できない行政課



題が増えており、国や北海道、その他の団体と連携協力する分野は多く、その必要性が高まっています。共通する課題の解決には、連携協力は欠かせないものとなっています。

近隣市町との連携

第33条 町は、近隣市町と共通する課題の解決、施設の共同利用等について、積極的な連携を図り、効率的かつ効果的な町政運営に努めます。



●町に対する皆さんのニーズの多様化や皆さんの生活に関する課題の広域化が進む中で、効果的で効率的な行政サービスを提供するために、近隣の自治体と連携を深め、諸課題を解決するよう努めることを定めています。

町外の人々との交流

第34条 町は、町外の人々との交流を活発にし、より良いまちづくりに努めます。

●新十津川町出身者をはじめ、町外の人たちとの交流を通じ、有益な意見や優れた技能、技術などを、幅広く取り入れてまちづくりに生かしていくことを定めています。

環境の保全と創出

第35条 町は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、別に条例で定めるところにより、総合的かつ計画的な環境の保全及び創出を推進します。



●新十津川町の美しい自然を守り、次世代へ引き継ぎ、さらに豊かな環境を創出することは、本町の将来にとってとても大切なことです。ここでは、総合的かつ計画的な考えの下、自然環境の保全と創出を進めていくことを定めています。

万一への備え

第36条 町は、町民の生命と財産を守るため、自然災害、重大事故等の発生に備え、町民と町が連携して対応で

きる危機管理体制を確立しなければなりません。

●皆さんの生命と財産を守るため、危機管理体制を確立し、緊急事態に皆さんが戸惑うことなく行動できるよう模擬訓練などを積み重ね、緊急災害発生時に備えることを定めています。阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を生かすために、町と行政区、そして町内会との連携協力体制を確立していく必要があります。

この条例の見直し

第37条 町長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が新十津川町にふさわしいものかどうかを町民と共に検討し、必要と認めるときは、この条例を見直します。

●この条例は、最高規範性を持たせるという前提で策定しました。まちづくり基本条例が「まちの憲法」として実質的に機能するためには、時代経過による形骸化を防ぎ、時の流れに即した最高規範として成長させる必要があります。

そのために、社会情勢の変化の早さを考慮して5年を目途に見直すこととし、見直しを進めるときは、皆さんの参画の下に実施することを定めています。

新十津川町まちづくり基本条例の全文は、町のホームページで見ることができます。

問合せ 総務課企画調整グループ
☎ 76・2131

